

経済産業省防災業務計画

決定 昭和 38 年 8 月 9 日
改定 令和 4 年 10 月 20 日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
特 許 庁
中 小 企 業 庁

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 36 条第 1 項及び第 37 条第 1 項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 1 項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ法」という。）第 5 条第 1 項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本千島法」という。）第 6 条第 1 項その他の関係法令等の規定に基づき、経済産業省（電力・ガス取引監視等委員会事務局、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含む。）が、その所掌事務につき、防災に関して必要な体制を確立するとともに、災害予防対策、災害応急・復旧対策、災害復興対策その他防災に関して取るべき措置及び地域防災計画（災対法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）の作成の基準となるべき事項を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

第 2 章 計画の構成等

第 1 節 計画の構成

この計画の構成は、第 1 編「総則」、第 2 編「防災に関する組織体制」、第 3 編「震災対策及び各種災害に共通する対策」、第 4 編「原子力災害対策」、第 5 編「その他の対策」及び第 6 編「地域防災計画の作成の基準となるべき事項」の 6 編とする。また、第 3 編「震災対策及び各種災害に共通する対策」では各種災害に共通する事項を定め、大震法に基づく地震防災強化計画、南海トラフ法に基づく地震防災推進計画、日本千島法に基づく地震防災推進計画及び火山災害、風水害その他の災害について特記すべき事項は、第 5 編に定める。

第 2 節 防災業務実施要領

経済産業局長（内閣府沖縄総合事務局経済産業部長を含む。以下同じ。）

及び産業保安監督部長（支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）は、この計画に基づき、その管轄区域に係る防災に関する事務を的確かつ円滑に実施するため、防災業務実施要領を作成し、これを経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告するものとする。

第3節 防災業務マニュアル

この計画を具体的に実施するため、本省内部部局、電力・ガス取引監視等委員会事務局及び外局（以下「各部局」という。）は、第2編に定めるところにより、当該各部局が所掌する防災に関する事務について、関係部局と協議の上、必要に応じて、防災業務マニュアルを作成し、これを大臣に報告するものとする。

防災業務マニュアルには、災害時において経済産業省の果たすべきライフラインの復旧、産業保安（危険物等（所掌に係る物資及びその生産、輸送、販売、貯蔵等に必要な施設のうち、その取扱いに危険を伴うものをいう。以下同じ。）の安全確保をいう。以下同じ。）対策の実施、防災関係物資（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資をいう。以下同じ。）及び燃料の円滑な供給、被災産業等の調査・分析、被災事業者対策等の円滑な実施、原子力災害対策の円滑な実施並びにこれらを含めた国内外における迅速な情報収集・共有・発信の徹底を図るための実践的な活動要領を記載する。また、経済産業省の施設等が被災した場合に災害応急対策を実施する体制を整備するため、庁舎防災業務・対応に関するマニュアルを作成する。

地方支分部局等（経済産業局（内閣府沖縄総合事務局経済産業部を含む。以下同じ。）及び産業保安監督部（支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）においても、必要に応じて、本省に準じて防災業務マニュアルを作成する。

防災業務マニュアルは、訓練等を通じて職員に周知徹底する。

第3章 防災の基本方針

次に掲げる事項を基本方針として、その所掌に係る防災に関する事務を処理する。

ア 災害が発生した場合においても、正常な産業活動の継続や物資の需給安定等を確保し、国民経済に与える影響を軽減するための総合的な対策を実施すること

イ 防災をめぐる社会構造の変化に的確に対応し、発災時等に備えて、周到かつ十分な災害予防対策を講じること

ウ 防災に関する科学的な調査研究及びその成果を取り入れた災害予防対策を推進すること

エ 災害が発生した場合において、その被害の拡大を防止するため、迅速かつ的確な災害応急対策を取ることができる防災活動体制を整備すること

オ ライフラインである電気、都市ガス、LPガス、熱供給及び工業用水道

- の復旧並びに所管する高圧ガス施設、石油コンビナート、LPガス施設、火薬類、鉱山等の危険物等の安全確保に努めること
- カ 防災関係物資及び燃料の供給、被災中小企業に対する再建資金の融通等の円滑化、被災者に対する相談機能の充実、被災事業者等に対する特例措置の提供等、災害応急・復旧対策に努めること
- キ 電力事業者等の民間事業者が所有する原子力施設（以下「原子力施設」という。）に係る災害の予防及び発災時における原子力災害応急・復旧対策の実施に努めること
- ク 上記を含め、災害予防対策、災害応急・復旧対策、災害復興対策その他防災に関する事項について国内外における迅速な情報収集・共有・発信に努めること

なお、防災に関する事務の処理に当たっては、防災行政事務の統一性を保持しつつこれを効率的かつ効果的に実施するため、全職員が上記アからクまでに掲げる基本方針を理解するとともに、大規模災害発生時には、職務に関わらず、基本方針の実現に向け、必要な業務に取り組む。各部局は、不急業務を可能な限り縮小・停止し、関係機関と連携して災害応急・復旧対策に取り組み、不急業務を担当する職員は、他の部局への応援も含め、災害応急・復旧対策を支援する。

第4章 防災業務計画等の見直し

社会経済情勢の変化や災害時の経験等を踏まえ、定期的にこの計画、防災業務実施要領及び防災業務マニュアルの内容を点検し、必要に応じて、修正する。

第2編 防災に関する組織体制

防災に関する事務を的確かつ円滑に推進するため、経済産業省全体で必要な体制を有機的に組織し、責任の所在を明確にするとともに、指定行政機関（災対法第2条第3項に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（災対法第2条第4項に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、指定公共機関（災対法第2条第5項に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体等との間の協力体制を確立する。

経済産業省における防災に関する事務は、法令又はこの計画に定めるところにより各部局において分担して所掌することとし、その概要は別紙のとおりとする。

なお、災害応急・復旧対策に関する事務の遂行に当たっては、災害（原子力災害を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある地域の地域的条件に即して事務の迅速かつ適切な処理を図るため、原則として地方支分部局等がその事

務を遂行するものとし、被災都道府県との連絡は、原則として当該都道府県の区域を管轄する地方支分部局等が行う。また、原子力災害の場合は、被災都道府県との連絡は、原則として経済産業省原子力事故対策本部又は経済産業省原子力災害対策本部が行うが、地方支分部局等が被災都道府県から物資調達等の要請を受けたときは、当該要請の内容を経済産業省原子力事故対策本部又は経済産業省原子力災害対策本部に連絡し、その対応を支援する。

第1章 経済産業省災害対策本部等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次に定めるところにより、経済産業省災害対策本部の設置等、災害応急・復旧対策を実施するために必要な体制を整備する。ただし、第4編に定めるところにより、経済産業省原子力事故対策本部又は経済産業省原子力災害対策本部を設置した場合には、第1節及び第2節の規定は、当該経済産業省原子力事故対策本部又は経済産業省原子力災害対策本部に係る原子力災害については、適用しない。

第1節 経済産業省災害対策本部

1 経済産業省災害対策本部の設置

大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、政府本部（災対法第24条第1項に規定する非常災害対策本部（以下「政府非常災害対策本部」という。））、災対法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部（以下「政府緊急災害対策本部」という。）又はその他事態に応じて設置される対策本部をいう。以下同じ。）が設置されたときその他の経済産業省の所掌に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるときは、経済産業省災害対策本部を設置することができる。また、経済産業省災害対策本部を設置したときは、各部局の長は、必要に応じて、各部局に経済産業省災害対策本部支部を設置することができる。

2 経済産業省災害対策本部の組織及び運営

経済産業省災害対策本部の名称は、政府本部に準じて、経済産業省非常災害対策本部、経済産業省緊急災害対策本部又はその他事態に応じて設置される対策本部とする。災害の種類及び程度に応じた災害対策本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

3 経済産業省災害対策本部の事務

経済産業省災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ア 法令又はこの計画に定めるところにより各部局が実施する災害応急・復旧対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること
- イ 災害に関する情報収集及び連絡に関する事務を総括すること
- ウ その他各部局が実施する災害応急・復旧対策を推進すること

4 経済産業省災害対策本部事務局

経済産業省災害対策本部を設置したときは、3の事務の円滑な遂行

を図るため、経済産業省災害対策本部事務局を設置する。

第2節 各部局における災害対策本部

1 各部局における災害対策本部の設置

各部局の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、必要に応じて、各部局において災害対策本部を設置することができる。

各部局の長は、各部局における災害対策本部を設置・廃止したときは、その旨を大臣に報告するものとする。

2 各部局における災害対策本部の組織及び運営

各部局における災害対策本部の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

3 各部局における災害対策本部の廃止等

当該災害に関する経済産業省災害対策本部を設置したときは、各部局における災害対策本部は、経済産業省災害対策本部支部とし、又は廃止する。

第3節 地方災害対策本部

地方支分部局等の長は、その管轄区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、その所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的かつ円滑に実施する必要があると認めるときは、地方支分部局等の長を長とする地方災害対策本部を設置することができる。

地方支分部局等の長は、地方災害対策本部を設置・廃止したときは、その旨を大臣に報告するものとする。

第2章 防災業務の実施体制の整備

経済産業省における防災業務の実施体制を以下のとおり整備する。なお、詳細については、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

1 防災担当官の整備

各部局は、所掌事務に係る災害応急対策を円滑に実施するため、防災担当職員として防災担当官の任命等の体制整備を行う。

2 宿日直体制の整備

災害発生時の初動対応に必要な機能を確保するため、平日夜間と休日における防災担当官等による宿日直体制を整備する。

3 主任防災担当官等の緊急参集体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、主任防災担当官等が直ちに参集することができるよう、参集基準を定める。

4 重点課室における予備職員制度

災害応急・復旧対策の円滑な実施等に必要な職員を迅速かつ柔軟に配置するため、本省において、災害発生時に職員の重点配置が必要となる

可能性が高い重点課室及び重点課室に追加配置する予備職員を特定する。

また、地方支分部局等においても、災害発生時に職員の重点配置が必要となる可能性が高い重点課室及び重点課室に追加配置する予備職員を特定する。予備職員の特定に当たっては、経済産業局及び産業保安監督部は、必要に応じて、協議を行う。

5 職務代行の順序

組織としての指揮命令システムを確保するため、各部局の指揮命令システムに属する職員に不測の事態が生じた場合の職務代行の順序を明確化する。

6 交替勤務制の導入

災害応急・復旧対策の継続的な実施が必要となった場合は、職員の的確な判断力の確保等の観点から、交替勤務制を導入する。

7 政府現地対策本部への派遣者名簿等の整備

本省及び地方支分部局等は、政府現地対策本部（災対法第23条の4第6項に規定する特定災害現地対策本部、災対法第25条第8項に規定する非常災害現地対策本部又は災対法第28条の3第8項に規定する緊急災害現地対策本部をいう。以下同じ。）が設置されたときに派遣する者の名簿を整備する。

さらに、災害発生時の職員配置の参考にするため、本省及び地方支分部局等において、これまでに政府現地対策本部に派遣された経験を有する者の名簿を整備する。

8 経済産業省災害対策本部等の整備

経済産業省災害対策本部等の組織及び運営に関する事項を整備する。

9 防災連絡会議

各部局の主任防災担当官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する防災業務について関係部局と連絡調整するため必要と認めるときは、防災担当官等により構成される防災連絡会議を開催することができる。

第3章 関係機関等との連絡調整

防災業務を実施する各部局は、平時から、防災業務について、相互に連絡調整を図る。特に、発災時等に備えた地方支分部局等相互間の協力体制を構築する。

また、中央防災会議及び地方防災会議に積極的に参加するとともに、平時から、防災業務について、関係省庁、地方公共団体及び関係事業者等との間において連絡調整を図る。

第3編 震災対策及び各種災害に共通する対策

第1章 災害予防対策

第1節 情報収集・連絡体制の整備

1 情報連絡ルートの確立

発災時等に、災害応急・復旧対策に必要な情報を迅速かつ確実に連絡することができるよう、省内（本省内、地方支分部局等内、本省と地方支分部局等との間、地方支分部局等相互間）に加え、関係省庁、所管の指定公共機関、地方公共団体及び関係事業者等との間で、情報連絡ルートの確立を図る。

情報連絡ルートは、防災業務マニュアルにおいて明確にするとともに、防災訓練等を通じて定期的に確認する。

その際、夜間、休日、出勤途上等の勤務時間外においても的確に対応できる体制を整備することとし、そのため、省内関係者への携帯電話の貸与、連絡担当者の複数化等の措置を講じる。

2 情報連絡手段の確保

発災時等における省内並びに関係省庁、所管の指定公共機関、地方公共団体及び関係事業者等との情報連絡手段を確保するため、携帯電話等の移動通信機器の充実に努める。

N T T等の電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用できる体制を確立し、また、災害用として配備されている無線電話等の機器の運用方法等を習熟しておく。

非常災害等の発生時における通信の確保を図るため、平時から、災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に行うとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のための訓練を行う。

3 情報収集・連絡のための備品の整備等

情報収集・連絡のために現地に派遣される職員に必要な携帯電話、ノートP C等の備品をあらかじめ確保し、本省及び地方支分部局等ごとに配備するとともに、定期的にメンテナンスを実施し、災害発生時に機動的な対応が可能となるよう整備を行う。

第2節 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

防災基本計画（中央防災会議決定）に示された構造物・施設等の耐震性を確保するための基本的な考え方は、次のとおりである。

- 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動及び液状化並びに発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- その際、構造物・施設等は、一般的な地震動及び液状化に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策の著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域の経済活

動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの及び多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、耐震性の確保には、上記の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保及び多重化等により、総合的にシステムの機能を確保する方法も含まれる。

第3節 電気、ガス等のライフライン施設等の機能の確保等

1 施設等の耐震性の確保

防災基本計画において示された上記の基本的な考え方に基づき、電気、ガス等のライフライン施設等の耐震性を確保するための基本目標は、施設等の特性を考慮し、次のとおりとする。

- A. 一般的な地震動に際して個々の設備ごとの機能に重大な支障が生じないこと
- B. 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと
- C. 高レベルの地震動に際しても著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保等により、全体としておおむねシステムの機能が維持されること又は一層の被害極小化を図ること

上記の基本目標に基づき、各設備が確保すべき耐震性は、以下の2つの耐震区分に分類される。

- 区分1（ダム、LNGタンク、石油タンク、球形ガスホルダー、高圧ガス導管等）
 - ・ダム、LNGタンク、石油タンク、球形ガスホルダー、高圧ガス導管等、一旦機能を喪失した場合に人命に重大な影響を与える可能性のある設備については、「A. 一般的な地震動に際して個々の設備ごとの機能に重大な支障が生じない」よう、耐震性を確保する必要があるとともに「B. 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えない」よう、耐震性を確保する必要がある。
- 区分2（タービン、ボイラー、変電設備、送電設備、低圧ガス導管等）
 - ・区分1以外の設備については、「A. 一般的な地震動に際して個々の設備ごとの機能に重大な支障が生じることのない」よう、耐震性を確保する必要があるとともに「C. 高レベルの地震動に際しても著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保等により、全体としておおむねシステムの機能が維持されること又は一層の被害極小化を図ること」が必要。

上記の趣旨を踏まえ、電気工作物及びガス工作物に関する法令に基づく設計指針等により、適切な耐震設計を行うよう事業者を指導する。

設計指針等は、その後の状況に応じて必要な見直しを行う。

2 施設等の津波への対応

頻度の高い津波と最大クラスの津波の2種類を想定し、それぞれに適切な対策を実施する。

○頻度の高い津波（供用期間中に1～2度程度発生する津波）

防波堤をはじめとする海岸保全施設等を建設し、需要地（市街地等）への津波の浸水を防ぐことが基本である。

ただし、一旦機能を喪失した場合に、人命に重大な影響を与える可能性のある設備については、個々の設備ごとに機能に重大な支障が生じないよう対策を実施することが基本である。

○最大クラスの津波（発生が極めてまれである最大クラスの津波）

このクラスの津波については、被害を防ぐような設備とすることは、費用の観点から困難である。東日本大震災における津波被害や復旧の実績を踏まえ、設備の被害が電力、ガス等の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲で被害を減じ、又は復旧を容易とするような津波の影響の軽減対策及び住民避難を柱とした防災対策を実施することが基本である。

津波への対応については、機能の喪失に伴うリスクの大きさから、各施設が確保すべき耐震性と同様に、「耐震性区分1（LNGタンク及び油タンク）」と「耐震性区分2（耐震性区分1以外）」とし、想定される津波の種類に応じ、それぞれ必要な対策を実施するよう、事業者を指導する。

3 各ライフラインの災害予防対策

（1）電気

①災害応急・復旧体制の整備

○発災時の初動体制及び被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者には指導するとともに、必要に応じて、その整備状況を点検する。

○電気事業者について、事業所の所在地、事業内容、緊急連絡先等に関するデータベースを整備する。また、災害時の電気安全の確保（発災後の分析を含む。）や二次災害の防止に資するサポート体制を構築する。

○災害応急・復旧対策に係る事業者間の協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、事業者及び事業者団体を指導する。

②施設等の保安確保

○電気工作物について、各種検査の実施その他適切な監督又は指導を行う。

○電気用品について、保安不良品の一掃のため、製造業者、輸入業者及び販売業者に対して、立入検査、改善命令その他適切な監督又は指導を行う。

③その他

- 非常災害等の発生時に生じる被害を想定し、災害対策本部設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施を検討するよう、事業者を指導する。
- 電源開発に当たっては、災害の発生を未然に防止し、又は発生した場合において災害の拡大を防止するため、立地条件を十分考慮する。
- 非常災害等に対する電気設備及び電力システムの耐性及び復旧を迅速化するための対策等について、必要に応じて、定期的に確認する。

(2) 都市ガス

①災害応急・復旧体制の整備

- 発災時の初動体制及び被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者には指導するとともに、必要に応じて、その整備状況を点検する。
- 災害応急・復旧対策に係る事業者間の協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、事業者及び事業者団体を指導する。

②施設等の保安確保

- ガス工作物について、各種検査の実施その他適切な監督又は指導を行う。
- ガス用品について、保安不良品の一掃のため、製造業者、輸入業者及び販売業者に対して、立入検査、改善命令その他適切な監督又は指導を行う。
- 供給区域のブロック化等、都市ガスの被害を最小限にとどめる措置を講じるための所要の設備の整備を図るよう、事業者を指導する。

③その他

- 非常災害等の発生時に生じる被害を想定し、災害対策本部設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施を検討するよう、事業者を指導する。

(3) LPガス

①災害応急・復旧体制の整備

- 発災時の初動体制及び被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者には指導するとともに、必要に応じて、その整備状況を点検する。
- 災害応急・復旧対策に係る事業者間の協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、事業者及び事業者団体を指導する。

②施設等の保安確保

- LPガス貯蔵施設について、各種検査の実施その他適切な監督又は指導を行う。
- LPガス用品について、保安不良品の一掃のため、製造業者、輸入業者及び販売業者に対して、立入検査、改善命令その他適切な監督又は指導を行う。

③その他

- 非常災害等の発生時に生じる被害を想定し、災害対策本部設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施を検討するよう、事業者を指導する。

(4) 熱供給

①災害応急・復旧体制の整備

- 発災時の初動体制及び被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者に指導するとともに、必要に応じて、その整備状況を点検する。

- 災害応急・復旧対策に係る事業者間の協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、事業者及び事業者団体を指導する。

②施設等の保安確保

- 熱供給施設について、各種検査の実施その他適切な監督又は指導を行う。

③その他

- 非常災害等の発生時に生じる被害を想定し、災害対策本部設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施を検討するよう、事業者を指導する。

(5) 工業用水道

①災害応急・復旧体制の整備

- 発災時の初動体制及び被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者に指導するとともに、必要に応じて、その整備状況を点検する。

- 災害応急・復旧対策に係る事業者間の協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、事業者及び事業者団体を指導する。

- 地域ブロックを超えた全国規模の災害に対応するため、経済産業局及び事業者団体等と連携し、災害応急・復旧対策に係る事業者間の全国相互応援体制を構築する。また、事業者団体、関係独立行政法人等の協力も得つつ、災害応急・復旧対策に必要な資機材の備蓄情報データベースを構築し、事業者間で共有する。

②施設等の保安確保

- 工業用水道施設について、自主検査等により機能の確保を図るよう、事業者を指導する。

- 工業用水道施設の耐震化・更新について事業者と受水企業の共通認識を醸成するため、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」を策定し、必要に応じて見直しを行う。

③その他

- 災害の発生時に生じる被害を想定し、あらかじめ対策を検討するよう、事業者を指導する。

第4節 産業保安の確保等

- 1 施設等の耐震性の確保
高圧ガス施設、LPガス施設及び鉱山施設の耐震性を確保するための基本的な考え方は、第3節1区分1と同様とする。
- 2 施設等の津波への対応
高圧ガス施設、LPガス施設及び鉱山施設の津波への対応についての基本的な考え方は、第3節2と同様とする。
- 3 保安活動体制の整備
危険物等の取扱事業者又は事業者団体を通じて、保安教育の徹底、自主保安基準の作成、自主検査の実施、災害安全運動の実施、防災思想の普及その他自主的な防災活動体制を整備するよう指導する。
- 4 各危険物等における災害予防対策
 - (1) 危険物施設（高圧ガス施設、石油コンビナート施設等）
 - 発災時の被害状況を迅速かつ正確に把握するため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者、事業者団体及び地方公共団体等を指導する。
 - 発災時の初動体制の整備について、事業者等を指導する。
 - 高圧ガス施設については、計装制御系及び保安電力系に係る耐震化対策に努めるよう、事業者及び事業者団体等を指導する。
 - 発災時の高圧ガス施設に係る同時多発的な異常事態を想定して、緊急時に講じる措置を明記したマニュアルの作成及びガス漏えい時の着火源管理等の対応を徹底するよう、事業者、事業者団体及び地方公共団体等を指導する。
 - 火薬類、高圧ガス及びLPガスによる災害を防止するため、これらの製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いに対する規制、保安教育の普及徹底その他適切な監督又は指導を行う。
 - 石油コンビナート等に係る災害を防止するため、災害の予防に必要な施設及び設備の整備に関する指導、防災訓練の積極的な実施その他適切な監督又は指導を行う。
 - 非常災害等の発生時に生じる被害を想定し、あらかじめ対策を検討するよう、事業者を指導する。
 - (2) 鉱山
 - 発災時の被害状況を迅速かつ正確に把握するため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者、事業者団体及び地方公共団体等を指導する。
 - 発災時の初動体制の整備について、事業者等を指導する。
 - 鉱山における災害を防止し、保安の確保に資するため、各種災害の防止基準に基づき検査又は監督を行うとともに、保安教育の徹底その他適切な指導を行う。
 - 休廃止鉱山に係る鉱害及び危害を防止するため、①鉱業権者等が不存在又は無資力の場合に地方公共団体が事業主体となつて行う集積場の覆土・植栽、坑口閉そく、坑廃水処理等の事業、②鉱害防止義務者が存在する場合に義務者が事業主体となつて行う坑廃

水処理事業（うち自然・他者汚染分）に対して、補助金を交付することにより、休廃止鉱山に係る災害の防止を図る。

○非常災害等の発生時に生じる被害を想定し、あらかじめ対策を検討するよう、事業者を指導する。

(3) その他

○砂利採取及び採石に伴う災害を防止するため、各種検査の実施その他適切な監督又は指導を行う。

第5節 防災関係物資の供給体制の整備等

1 防災関係物資の供給体制の整備

○下着、毛布等の生活必需品について、供給体制を整備する。特に、下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットこんろ、カートリッジポンプ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレトーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、ダンボール製簡易ベッド、パーティション、空調機器について、調達体制の整備に特段の配慮を行うこととし、災害の発生が予見される場合には、その調達可能量を事前に調査する。

○応急仮設住宅の建設に要する資機材について、関係事業者等と連携し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達及び供給体制を整備する。

○過去の災害事例の分析及び研究を行い、災害時に特に必要な物資及び生産施設等の被災による需給への影響の把握に努める。

○災害が発生した場合に防災関係物資を円滑に供給できるよう、常時その所掌に係る防災関係物資の需給及び価格の動向の把握に努める。

○防災関係物資の生産地並びに生産、出荷及び在庫の状況等に関する資料を地域別に整備するとともに、災害時にこれらの物資を輸送するために必要な関係機関等との連絡体制の整備に努める。

2 防災関係物資に係る連絡体制の整備

○災害時における防災関係物資の確保を円滑に行うため、物資ごとに、供給体制の確立のために協力要請等を行うことが必要な事業者又は事業者団体との情報収集・連絡体制を整備する。

第6節 燃料の供給体制の整備等

1 燃料の供給体制の整備

○ガソリン、灯油、軽油、LPガス等の燃料について、災害が発生した際の供給体制を整備する。

○石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「石油備蓄法」という。）第13条又は第14条の規定に基づき、石油・LPガス元売会社等が一致協力して被災地に燃料を供給できるよう、石油・LPガス元売会社等に対して、地域ごとに共同で、以下

の事項を定めた災害時対応に係る計画をあらかじめ作成させる。また、石油備蓄法第15条に基づき、当該計画について公正取引委員会と事前に調整する。

ア 石油・LPガス元売会社等のオペレーションルーム等の設置

イ 製油所、油槽所及びLPガス基地の在庫量、設備の被災状況等の情報共有

ウ 製油所、油槽所及びLPガス基地の設備の共同利用 等

- 災害時に燃料を円滑に供給できるよう、各地域の燃料供給の拠点となる製油所、油槽所、ガソリンスタンド、LPガス基地、充填所等について、停電に備えた非常用電源の設置や出荷設備の増強等の災害対応力の強化を図る。
- 災害時に燃料を被災者に確実に供給する必要性に鑑み、ガソリン、灯油、軽油等の燃料の国家備蓄を増強するとともに、石油ガスの国家備蓄体制の整備に努める。
- 迅速な初動対応を確保するため、平時から、製油所、油槽所、LPガス基地、充填所等のタンクの容量、在庫量、タンクローリー数等、災害時の燃料供給に必要な情報を石油・LPガス会社から取得する。
- 災害が発生した場合に燃料を円滑に供給できるよう、平時から、燃料の需給及び価格の動向把握に努める。

2 燃料に係る連絡体制の整備

- 港湾・道路等のインフラの被災による燃料の供給途絶に対して、インフラの早期復旧を図るとともに、民間輸送が回復するまでの間の緊急輸送・供給体制を構築するため、国土交通省や防衛省等の関係省庁及び地方公共団体との連携を強化する。
- 地方公共団体がリスト化した医療施設や避難所等の重要施設について、タンクの容量や給油口の規格等、燃料の迅速な供給に必要な情報を地方公共団体と石油・LPガス会社との間で共有させる。
- 災害時に緊急車両等への優先給油を行うため、中核SSを有する石油販売業者に対して、当該SSの給油に係る設備の状況について届出を義務づける。
- 地域における情報収集拠点として、石油組合を明確に位置づける。

第7節 過酷事象発生への備え

過酷事象発生への備えとして、平時から、業界全体における人員、物資及び資機材の融通体制の構築や、エネルギー優先供給に関する考え方の明確化等に努めるとともに、有事に実施すべき対策を整理する。

第8節 災害復旧・復興への備え

1 災害時影響調査等の実施

- 災害による産業被害の規模等、経済社会に与える影響を調査し、被害を軽減するための措置を検討する。
- 被災事業者の自立復興支援策及び復興資金の負担の在り方等、災害

復興対策についての研究を行う。

2 産業被害軽減のための対応

○産業立地の促進等に当たっては、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合においても災害による被害の拡大を防止するため、立地条件を十分考慮するよう努める。

○地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図る。

○事業者における防災関連施設の整備を促進する。

3 産業被害状況把握体制の整備

○災害による産業被害の状況を早期に把握するため、所管事業者又は事業者団体との情報収集・連絡体制を整備する。

第9節 被災事業者等に対する支援体制の整備

1 被災者及び被災事業者等への情報提供

○発災時に被災事業者等に災害応急対策の情報を常に連絡できるよう、体制の整備を図る。

○発災後の経過に応じて被災者及び被災事業者等に提供すべき情報を整理しておく。

2 被災者支援体制の整備

○関係事業者等と協力し、自ら又は関係事業者等が有する防災施設の広域的な活用方法を検討する等、被災者支援体制の整備に努める。

第10節 企業防災の促進

1 企業防災の意識啓発・普及

○災害時に企業の果たす役割の大きさに鑑み、関係事業者に対して、BCP（事業継続計画）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練の実施を働きかける等、防災活動の推進に努める。

2 企業防災管理の在り方

○企業における防災管理の在り方について調査検討を進める。

第11節 防災に関する研究の推進

1 災害予防に関する調査研究

次に掲げる所掌に係る災害予防に関する科学的な調査研究を関係部局において実施し、その成果を取り入れた災害予防対策の効果的な実施を図る。

ア 過去の災害事例の分析、災害パターンの想定及び効果的対応策

イ 所管法令に基づく保安技術基準の検討及びこれによる災害の防止

ウ 危険物による災害防止

エ 電気、ガス等のライフライン施設等における災害の防止

オ 鉱山における災害の防止

- カ 地震予知及び地震災害の防止
 - キ 火山災害の防止
 - ク その他経済産業省の所掌に係る事業の災害の防止
- 2 関係機関との協力等
- 災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係事業者、大学、民間研究機関及び海外研究機関と協力して、防災に関する科学技術の研究を推進する。
 - 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用資機材等の高度化及び専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間の研究者及びデータの交流並びに共同研究の推進等に努める。

第12節 防災訓練及び防災に関する啓蒙活動の実施

発災時に災害応急対策が適切かつ円滑に実施されるよう、次に掲げる防災訓練及び防災に関する啓蒙活動を実施する。また、防災訓練及び防災に関する啓蒙活動を実施するよう、関係事業者等を指導する。

1 防災訓練の実施

関係省庁、地方公共団体及び関係事業者等と協力して、毎年度1回以上、非常災害等の発生を想定した防災訓練を実施する。その際、訓練内容が実践的かつ効果的なものとなるよう、あらかじめ十分な準備を行うとともに、実施後にその結果を評価し、必要に応じて、防災対策の点検及び見直しを行う。

2 防災に関する啓蒙活動の実施

関係省庁、指定公共機関、地方公共団体及び関係事業者等と協力して、防災思想の普及及び防災知識・技能の向上を図るため、次に掲げる啓蒙活動の実施に努める。

ア 経済産業省及び関係指定公共機関の職員を対象とした防災に関する研修会及び講習会の実施

イ 防災に関するパンフレット及びリーフレット等の作成・配布

ウ 経済産業省の所掌に係る防災に関する講習会及びシンポジウムの開催

エ 電気、ガス等のライフライン施設等が被災した場合の対処要領等を内容とするパンフレット等の作成・配布

第13節 災害応急対策の中核機能の確保

非常災害等の発生時において、本省及び地方支分部局等が災害応急対策の中核拠点としての機能を果たせるよう、庁舎の防災機能の向上等を目的として、次に掲げる措置を講じる。また、業務施設の防災機能の向上を図るよう、関係事業者等を指導する。

なお、経済産業省の施設が被災した場合においても、防災業務の実施体制を確保するため、職員・来訪者等の安全対策、施設の復旧、防災に関する物資及び資機材の整備・点検等を行う。

- 1 庁舎の防災機能の向上等
 - 本省及び地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等、生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
 - 本省及び地方支分部局等の通信システムについて、資機材の耐震固定並びにアンテナ及びケーブルの耐災害性の確保を図る。
 - 本省及び地方支分部局等の情報システムについて、バックアップ体制の充実及び記録媒体の多重化等に努める。
 - 災害による停電等に対応するための非常用発電設備について、燃料の確保、運搬及び補給体制を整備する。
- 2 災害対策業務室の整備
 - 災害応急対策のための初動体制確立の円滑化等、災害発生時の初動対応の強化を図るため、経済産業省本省に災害対策業務室を整備する。
 - 災害対策業務室には、災害発生時の初動対応に必要な機能を確保するための備品を整備する。
- 3 庁舎が被災した場合の代替施設等の確保
 - 本省及び地方支分部局等の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備えて、代替施設の確保等について関係省庁と協力して検討する。
 - 特に、本省の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備えて、政府本部との連携も考慮しつつ、特許庁又は関東経済産業局その他の地方支分部局等の施設から、本省の庁舎の代替施設候補となる経済産業省施設をあらかじめ指定する。なお、必要に応じて、経済産業研修所も活用する。

第2章 災害応急・復旧対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を未然に防止し、又は災害による被害の拡大を防止するため、次に掲げる事項に重点を置いて災害応急・復旧対策を実施する。

- ア 職員の参集及び情報収集・連絡体制の確立等、必要な体制を速やかに整備すること
- イ 災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、正確に連絡・公表すること
- ウ ライフラインである電気、都市ガス、LPガス、熱供給及び工業用水道の早期復旧を図るよう、関係事業者を監督又は指導すること。また、電気、都市ガス、LPガス及び熱供給については、二次災害防止のための対策を実施するよう、関係事業者を指導すること
- エ 危険物等による二次災害の防止を含めて産業保安対策を実施すること
- オ 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を確保すること
- カ 燃料の適正な価格による円滑な供給を確保すること

- キ 事業者の業務の正常な運営を確保すること
- ク 被災事業者等を支援すること

第1節 初動体制の確立等

1 経済産業省の初動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、本省及び関係地方支分部局等において、経済産業省防災関係機関等組織規程に規定する参集基準による主任防災担当官等の参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部又は地方災害対策本部の設置、各部局における発災時に対応した業務体制への移行、防災業務を実施する部局相互間の協力体制の構築等、速やかに災害応急対策を実施する体制を確立する。なお、停電等により執務室において災害応急対策を実施することが困難な場合には、主任防災担当官等は、災害対策業務室に参集し、初動対応を行う。

2 政府本部等への対応

- 災害対策関係省庁連絡会議が開催されたとき又は政府本部が設置されたときは、あらかじめ指名した職員を参画させ、関係省庁との情報交換及び災害応急対策の調整等に従事させる。
- 政府調査団が派遣されるときは、必要に応じて、関係職員を派遣する。
- 政府現地対策本部が設置されたときは、本省及び被災地を管轄する地方支分部局等は、あらかじめ指名した職員を直ちに政府現地対策本部に派遣し、経済産業省が担当する業務並びに関係機関との情報交換及び災害応急対策の調整等に従事させる。
- 政府現地対策本部の人員や政府現地対策本部を支援するための地方支分部局等の人員が不足する場合は、適切な職員を本省又は地方支分部局等から追加派遣する。
- 被災地を管轄する地方支分部局等は、政府現地対策本部の要請に基づき、情報収集等を行う。

3 本省及び地方支分部局等の部局間の連携

- 被災地を管轄する地方支分部局等は、必要に応じて、資機材や人員の融通等を行う。
- 被災地を管轄する地方支分部局等において災害応急・復旧対策等の人員が不足する場合は、適切な職員を本省又は他の地方支分部局等から派遣する。
- 災害応急・復旧対策等に従事する職員に係る旅費、庁費等の諸経費が不足しないよう、本省及び地方支分部局等の部局間で予算の融通に努める。

第2節 迅速な情報収集・公表

1 迅速な被害情報の収集

災害発生後速やかに情報連絡手段の機能を確認し、支障が生じた施

設及び設備の復旧を図る。また、携帯電話、衛星通信、無線通信等を活用し、迅速な被害情報の把握等に努める。

2 被害情報等の公表

収集した被害情報等は、経済産業省ホームページ、大臣記者会見、ツイッターその他の媒体を活用し、迅速かつ積極的に公開する。

第3節 電気、ガス等のライフライン施設等の災害応急・復旧対策

1 初動体制等

○所管するライフライン施設等の被害状況を早急に把握するため、関係事業者との情報連絡手段を確認する。

○所管するライフライン施設等の被害状況を政府本部等（政府本部及び政府現地対策本部をいう。以下同じ。）に速やかに報告する。

2 各ライフラインの応急・復旧対策

(1) 電気

①情報収集・連絡

○電気事業者から、停電及び電気工作物の被害の状況並びに復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。政府現地対策本部が設置されたときは、被災地を管轄する産業保安監督部は当該電気事業者の災害対策本部等に職員を派遣し、情報収集、連絡調整等の業務に従事させる。

②二次災害等の防止

○施設の健全性を点検するよう、電気事業者を指導する。

○二次災害の防止に努めるよう、電気事業者を指導する。

③復旧対策

○安全確保に留意した上で、復旧を速やかに行うために必要な措置を講じるよう、電気事業者を指導（経済産業省緊急災害対策本部等による電力の優先復旧等に係る指示を含む。）する。政府本部が設置されたときは、電気事業者等（電力広域的運営推進機関その他の関係団体を含む。以下同じ。）に対して、重要施設への電力の緊急供給並びに供給設備の早期復旧に向けた資機材及び人員の融通等に関する応援要請を適切に行うよう要請する。あわせて、電気事業者等に対して、要請を受けた場合には迅速に対応するよう要請する。

○その際、必要に応じて、災害応急・復旧対策に係る電気事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。

○必要に応じて、電気事業者相互間の融通が速やかに行われるよう、電気事業者等を指導する。

○復旧見通しを早期に明確にし、必要に応じて地方公共団体と連携して、広く一般に情報提供するよう、電気事業者等を指導する。その際、電気事業者等が迅速かつ積極的な情報提供に躊躇することがないように、当該見通しはあくまで見通しであることを前提として取り扱う等、特段の配慮を行う。

- 電気事業者等からの要請を受け、復旧作業の実施に係る許認可等の手続の特例措置を講じるとともに、関係省庁に対して、同様の特例措置等を講じることがを要請する。
- 電気事業者等からの要請を受け、関係省庁及び関係事業者に対して、復旧のために必要な支援措置を要請する。
- 必要に応じて、復旧対策を円滑化するため、現地に職員を派遣する。

(2) 都市ガス

①情報収集・連絡

- ガス事業者から、ガス供給停止及びガス工作物の被害の状況並びに復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。政府現地対策本部が設置されたときは、被災地を管轄する産業保安監督部は当該ガス事業者の災害対策本部等に職員を派遣し、情報収集、連絡調整等の業務に従事させる。

②二次災害等の防止

- 施設の健全性を点検するよう、ガス事業者を指導する。
- 二次災害の防止に努めるよう、ガス事業者を指導する。

③復旧対策

- 安全確保に留意した上で、復旧を速やかに行うために必要な措置を講じるよう、ガス事業者を指導する。政府本部が設置されたときは、ガス事業者等（関係業界団体を含む。以下同じ。）に対して、重要施設へのガスの緊急供給並びに供給設備の早期復旧に向けた資機材及び人員の融通等に関する応援要請を適切に行うよう要請する。あわせて、ガス事業者等に対して、要請を受けた場合には迅速に対応するよう要請する。
- その際、必要に応じて、災害応急・復旧対策に係るガス事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
- 復旧見通しを早期に明確にし、必要に応じて地方公共団体と連携して、広く一般に情報提供するよう、ガス事業者等を指導する。その際、ガス事業者が迅速かつ積極的な情報提供に躊躇することがないように、当該見通しはあくまで見通しであることを前提として取り扱う等、特段の配慮を行う。
- ガス事業者等からの要請を受け、復旧作業の実施に係る許認可等の手続の特例措置を講じるとともに、関係省庁に対して、同様の特例措置等を講じることがを要請する。
- ガス事業者等からの要請を受け、関係省庁及び関係事業者に対して、復旧のために必要な支援措置を要請する。
- 必要に応じて、復旧対策を円滑化するため、現地に職員を派遣する。

(3) LPガス

①情報収集・連絡

- LPガス販売事業者から、一般消費者等に係る被害の状況及び

復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。

②二次災害等の防止

○二次災害の防止に努めるよう、ＬＰガス販売事業者を指導する。

③復旧対策

○安全確保に留意した上で、復旧を速やかに行うために必要な措置を講じるよう、ＬＰガス販売事業者を指導する。

○その際、必要に応じて、災害応急・復旧対策に係る事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。

○復旧見通しを早期に明確にし、必要に応じて地方公共団体と連携して、広く一般に情報提供するよう、ＬＰガス販売事業者を指導する。

○ＬＰガス販売事業者からの要請を受け、復旧作業の実施に係る許認可等の手続の特例措置を講じるとともに、関係省庁に対して、同様の特例措置等を講じることを要請する。

○ＬＰガス販売事業者からの要請を受け、関係省庁及び関係事業者に対して、復旧のために必要な支援措置を要請する。

○必要に応じて、復旧対策を円滑化するため、現地に職員を派遣する。

(4) 熱供給

①情報収集・連絡

○熱供給事業者から、熱供給停止及び熱供給施設の被害の状況並びに復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。

②二次災害等の防止

○施設の健全性を点検するよう、熱供給事業者を指導する。

○二次災害の防止に努めるよう、熱供給事業者を指導する。

③復旧対策

○安全確保に留意した上で、復旧を速やかに行うために必要な措置を講じるよう、熱供給事業者を指導する。

○その際、必要に応じて、災害応急・復旧対策に係る熱供給事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。

○復旧見通しを早期に明確にし、需要家に情報提供するよう、熱供給事業者を指導する。

○熱供給事業者からの要請を受け、復旧作業の実施に係る許認可等の手続の特例措置等を講じるとともに、関係省庁に対して、同様の特例措置を講じることを要請する。

○熱供給事業者からの要請を受け、関係省庁及び関係事業者に対して、復旧のために必要な支援措置を要請する。

○必要に応じて、復旧対策を円滑化するため、現地に職員を派遣する。

(5) 工業用水道

①情報収集・連絡

○工業用水道事業者から、工業用水の供給停止及び工業用水道施設

の被害の状況並びに復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。なお、被害情報の収集に当たっては、受水企業の操業への影響の把握にも努める。

②二次災害等の防止

○二次災害の防止に努めるよう、工業用水道事業者を指導する。

③復旧対策

○安全確保に留意した上で、復旧を速やかに行うために必要な措置を講じるよう、工業用水道事業者を指導する。

○その際、必要に応じて、被災した工業用水道事業者に対する応援を他の工業用水道事業者に要請する等、災害応急・復旧対策に係る事業者間の全国的又は地域ブロックごとの応援体制が的確に機能するよう指導する。

○復旧見通しを早期に明確にし、受水企業に情報提供するよう、工業用水道事業者を指導する。

○工業用水道事業者からの要請を受け、関係省庁に対して、復旧のために必要な手続の特例措置等を要請する。

○工業用水道事業者からの要請を受け、関係省庁及び関係事業者に対して、復旧のために必要な支援措置を要請する。

○必要に応じて、復旧対策の円滑化のため現地に職員を派遣する。

第4節 危険物等の二次災害防止等の産業保安対策

1 初動体制

○所管する危険物施設の被害状況を早急に把握するため、都道府県及び関係事業者との情報連絡手段を確認する。

○所管の危険物施設の被害状況を政府本部等に速やかに報告する。

2 各施設の対策

(1) 危険物施設（高圧ガス施設、石油コンビナート施設等）

○施設の健全性を点検し、二次災害の防止に努めるよう、事業者を指導する。

○危険物等の保安を確保するため、法令等に定めるところにより災害応急対策を実施するよう、危険物等を取り扱う事業所を十分に監督又は指導するとともに、その実施状況の把握に努める。

(2) 鉱山

○産業保安監督部は、施設の健全性を点検し、二次災害の防止に努めるよう、鉱業権者を指導する。

○鉱山における二次災害を防止するため、法令等に定めるところにより災害応急対策を実施するよう、鉱業権者を十分に監督又は指導するとともに、その実施状況の把握に努める。

第5節 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

1 防災関係物資についての情報収集

防災関係物資の需給及び価格の動向について、必要な情報収集に努

めるとともに、関係機関との情報共有を行う。

2 円滑な供給の確保

○被災地において、被災者の日常生活の確保に必要な所管の生活必需品等が不足している場合には、政府現地対策本部又は政府緊急災害対策本部等からの要請等に基づき、関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、その供給を確保する。その際、その取り扱う物資を被災地に適正な価格で供給するよう、当該物資の生産、集荷又は販売を業とする者を指導する。

○被災地への防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図るため、当該物資の優先輸送の確保に必要な措置その他の適切な措置を講じる。

3 応急措置の実施に必要な物資の収用等

(1) 災対法第78条第1項の規定による収用等は、上記の措置によって災害応急対策の実施に特に必要な物資の円滑な供給を確保することができない場合であって、特に必要があると認めるときに行う。ただし、当該措置は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ講じられるべきであって、可能な限り、関係者の協力を得て、必要物資の確保を図るよう努める。

(2) 地方支分部局等の長は、(1)に定めるところにより収用等を行うおとす場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を大臣に報告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに報告することとして、これらの措置を講じることを妨げない。

ア 保管又は収用すべき物資の種類又は名称及び数量並びにこれを保管すべき者又は所有者

イ 処分の理由

ウ 災対法第82条第1項の規定に基づき補償すべき金額の概算額

エ 処分の期日

オ 保管命令にあつては期間

カ その他処分に関して、大臣に報告することが必要であると認める事項

第6節 燃料の適正な価格による円滑な供給の確保

1 燃料についての情報収集

○燃料の需給及び価格の動向について、必要な情報収集に努めるとともに、関係機関との情報共有を行う。

2 円滑な供給の確保

○被災地において燃料が不足している場合には、政府現地対策本部又は政府緊急災害対策本部等からの要請等に基づき、関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、その供給を確保する。

○被災地への燃料の適正な価格による円滑な供給を図るため、必要に応じて、速やかに石油及びLPガスの備蓄（国家備蓄又は民間備蓄）

を放出する。

- 石油備蓄法第 33 条第 1 項の規定に基づき、以下の事項を定めた同法第 13 条又は第 14 条に基づく災害時対応に係る計画の実施を勧告する。また、計画の実施のために必要な場合には、同法第 35 条第 1 項に基づき、関係行政機関に対して、燃料の輸送等の協力を要請する。
 - ア 石油元売各社共同のオペレーションルームの設置
 - イ 製油所、油槽所及び L P ガス基地の在庫量及び設備の被災状況等の情報共有
 - ウ 製油所、油槽所及び L P ガス基地の設備の共同利用等
- 燃料の生産・出荷設備の被災状況や被災地への燃料の出荷状況等について、国民に適切に情報提供する。
- 災害時の燃料の供給に当たっては、必要に応じて、当該燃料の生産、出荷及び販売を業とするものに対して、安定供給とともに、便乗値上げ等を行わないよう要請する。

第 7 節 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

1 情報収集・連絡体制の確立

災害時において、災害応急対策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて産業被害及びサプライチェーンへの影響に関する情報収集・連絡体制を確立し、被害情報を整理し、政府本部等に連絡する。

2 被災事業者等の業務の正常な運営の確保

(1) 原材料及び燃料の緊急輸送等

○本省又は経済産業局は、被災地における事業の再開又は継続に必要な原材料及び燃料等の被災地への搬入又は製品等の滞貨の被災地からの搬出を円滑に行うために必要があると認めるときは、国土交通省又は運送事業者に対して、貨車、トラック等の緊急配車その他の輸送手段の確保を要請するとともに、都道府県知事及び都道府県公安委員会に対して、緊急通行車両確認証明書の交付を要請する等、必要な措置を講じる。

○本省又は経済産業局は、上記の要請等を行う場合において特に必要があると認めるときは、関係機関と協力して当該物資の緊急輸送計画を作成し、その実施の推進に努める。

○競争事業者間の共同行為について、必要に応じて、震災時に可能な行為を事業者団体等に周知する。また、事業者等から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）についての相談があった際は、公正取引委員会と早期に調整するよう努める。

(2) 被災事業者等に対する特例措置の提供

被災地の状況に鑑み、必要に応じて、被災した事業者等に対して、次に掲げる事項をはじめとする所掌事務に関する特例措置を講じるよう努める。

①外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の許認可に係

る災害発生証明書の交付等

本省又は経済産業局は、災害の発生により外国為替及び外国貿易法に基づく審査に支障が生じたことで輸出品の船積遅延等が生じた場合には、当該輸出品の船積遅延等による苦情又は契約の取消し等の事故の発生を防止するため、災害発生証明書の交付等適切な措置を講じる。

②特許等の手続に対する救済措置

災害の発生により、特許出願人又は代理人等が被災した場合や災害に起因した予期せぬ事態が発生した場合等、本人の責めに帰さない事由により特許等の手続を所定の期間内に行うことができなかつた場合には、第三者の利益を過度に害さない範囲で、手続期間の延長等の救済措置を講じる。

災害の影響等により発生した大規模停電等により、オンライン手続が不可能な場合には、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第6条の規定により、磁気ディスクの提出により手続（緊急避難手続）を行うことができることとし、かつ、通常時に必要とされている特許庁長官に対する事前の認否確認を不要とする特例措置を講じる。

③電気・都市ガス・熱供給料金についての特例措置の認可等

本省又は経済産業局は、必要に応じて、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域等の被災需要家を対象として、電気・都市ガス・熱供給料金の特例措置（早収期間及び支払期限の延長、不使用月の電気・都市ガス・熱供給料金の免除等）の認可等の特例措置を講じる。

3 中小企業対策

被害を受けた中小企業者について、被害状況の把握に努め、その実情に応じて、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用等、事業の再建に必要な支援措置を講じる。

なお、当該災害が激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害として政令で指定された災害をいう。）である場合には、同法に掲げる次の措置を講じるとともに、災害復旧貸付の金利の引下げ等の追加措置を講じる。

ア 被災中小企業者の再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険の別枠の付保限度額の設定、普通保険のてん補率の引上げ及び保険料率の引下げ

イ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用の一部について補助を行う都道府県に対する国の補助

4 国民への迅速な情報提供等

報道機関等と協力して、所管のライフライン施設等の被害状況及び復旧見通し、中小企業対策等の被災事業者に対する特例措置、防災関係物資の調達状況及び流通状況等に関する情報を、速やかに被災者を

含めた国民に提供する。また、被災者から、これらの情報について問合せがなされた場合に的確に対応できるよう、体制を整備する。経済産業局は、管轄区域内で災害が発生した場合には、被災中小企業者に対して、資金の円滑な融通等、事業の再建のために必要な措置を助言するとともに、被災者に対して、防災関係物資の需給状況並びに所管のライフライン施設等の被害状況及び復旧見通しに関する情報を提供する。そのため、当該経済産業局は、必要に応じて被災者相談所を開設する。

第8節 経済産業省の施設の復旧

経済産業省の施設が被災した場合には、災害応急対策業務の実施体制を確保するため、関係機関の協力を得つつ、早急に復旧措置を講じる。

第3章 災害復興対策

第1節 被災地の復興支援

地方公共団体が被災状況及び地域の特性等を勘案しつつ定める復興の基本方針又は復興計画の実施に対して、必要に応じて、適切な協力を行う。その際、産業復興に向けた基盤整備等について、関係機関等と協力しつつ必要な支援を検討する。

第2節 ライフライン施設等の本格復旧

関係事業者等を指導して、ライフライン施設等の本格復旧を速やかに進めさせる。

被災した施設等の本格復旧に当たっては、現状復旧を基本とするが、再度の災害による被害を防止する観点から、耐災害性の向上等、可能な限り改良復旧を行うよう指導する。

第3節 被災中小企業者の復興その他経済復興の支援

被災中小企業者の自立を支援するため、政府系金融機関等を通じ、災害復旧貸付等により、復旧に要する資金の融資等を行う。必要に応じて、災害復旧高度化資金貸付等により、復旧に要する資金の融資等を行う。

支援に当たっては、特に地場産業及び商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等、地域が自立的発展を進められるような経済復興対策を実施する。

第4編 原子力災害対策

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定等に基づき、以下のとおり原子力災害対策を実施する。

なお、原子力災害に加えて他の災害が複合的に発生した場合は、第2編の規

定により設置する各対策本部と相互に協力・連携し、情報の収集や伝達、合同会議の開催に努める。

第1章 組織体制

1 経済産業省原子力事故対策本部

(1) 経済産業省原子力事故対策本部の設置

資源エネルギー庁長官は、原子力規制庁から、施設敷地緊急事態（原災法第10条第1項の規定による通報が行われた事態をいう。以下同じ。）の発生連絡を受けたときは、経済産業省原子力事故対策本部を設置する。

(2) 経済産業省原子力事故対策本部の組織及び運営

経済産業省原子力事故対策本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

(3) 経済産業省原子力事故対策本部の廃止等

経済産業省原子力事故対策本部は、経済産業省原子力災害対策本部を設置したとき又は当該事態に関する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が廃止されたときは、廃止する。

なお、経済産業省原子力災害対策本部を設置したときは、経済産業省原子力事故対策本部の事務は、経済産業省原子力災害対策本部が承継する。

(4) 経済産業省原子力事故対策本部の事務

経済産業省原子力事故対策本部は、次に掲げる事務を行う。

ア 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等関係機関との連絡・調整に関すること

イ 施設敷地緊急事態に関する情報収集・分析に関すること

ウ 経済産業省防災業務計画及び原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会決定）等を踏まえて行う当該事態に関する原子力災害応急・復旧対策の事務に関すること

エ その他当該事態に関する原子力災害応急・復旧対策に関すること

(5) 経済産業省原子力事故対策本部事務局

経済産業省原子力事故対策本部を設置したときは、当該本部の事務を円滑に遂行するため、経済産業省原子力事故対策本部事務局を設置する。

経済産業省原子力事故対策本部事務局の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

2 経済産業省原子力災害対策本部

(1) 経済産業省原子力災害対策本部の設置

大臣は、原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）が発出されたときは、速やかに経済産業省原子力災害対策本部を設置する。

(2) 経済産業省原子力災害対策本部の組織及び運営

経済産業省原子力災害対策本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

(3) 経済産業省原子力災害対策本部の廃止

経済産業省原子力災害対策本部は当該原子力緊急事態宣言に関する政府原子力災害対策本部（原災法第16条第1項に規定する原子力災害対策本部をいう。以下同じ。）が廃止されたときは、速やかに廃止する。

(4) 経済産業省原子力災害対策本部の事務

経済産業省原子力災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

ア 政府原子力災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関すること

イ 全面緊急事態に関する情報収集・分析に関すること

ウ 経済産業省防災業務計画及び原子力災害対策マニュアル等を踏まえて行う当該事態に関する原子力災害応急・復旧対策の事務に関すること

エ その他当該事態に関する原子力災害応急・復旧対策に関すること

(5) 経済産業省原子力災害対策本部事務局

経済産業省原子力災害対策本部を設置したときは、当該本部の事務を円滑に遂行するため、経済産業省原子力災害対策本部事務局を設置する。

経済産業省原子力災害対策本部事務局の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

第2章 組織体制整備等

経済産業省の原子力防災業務を実施する機関等の組織及び運営に関する体制について、以下の事項を整備する。なお、詳細は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

1 原子力緊急参集要員、原子力緊急参集要員予備要員及び原子力防災職員の整備

全面緊急事態（原子力災害対策指針（平成24年原子力規制委員会告示第5号）に規定する全面緊急事態をいう。以下同じ。）発生時に、政府原子力災害対策本部事務局に設置される原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、原子力被災者生活支援チーム（防災基本計画に基づき設置される原子力被災者生活支援チームをいう。以下「支援チーム」という。）又は原子力災害現地対策本部（原災法第17条第9項に規定する原子力災害現地対策本部をいう。以下「OFC」という。）に参集する「原子力緊急参集要員」、原子力緊急参集要員がやむを得ない理由により参集できない場合に代わりに参集する「原子力緊急参集要員予備要員」及び原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に省内で対応する「原子力防災職員」の任命等の体制整備を行う。

2 原子力緊急参集要員、原子力緊急参集要員予備要員及び原子力防災職

員等の緊急参集体制の整備

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、原子力緊急参集要員、原子力緊急参集要員予備要員、原子力防災職員、経済産業省原子力災害対策本部本部員その他原子力災害に対応する職員が直ちに参集することができるよう、参集基準を定める。

3 経済産業省原子力事故対策本部及び経済産業省原子力災害対策本部の整備

経済産業省原子力事故対策本部及び経済産業省原子力災害対策本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

第3章 原子力災害予防対策

1 情報収集・連絡体制の整備

原子力災害に迅速かつ的確に対応するため、情報収集・連絡体制及び職員の非常参集体制を整備する。

2 外部専門家の緊急時派遣体制の整備

施設敷地緊急事態が発生した場合に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部からの要請に応じて、現地事故対策連絡会議に参集する外部専門家を選定し、外部専門家との連絡体制を確立する。

3 原子力防災訓練の実施

原子力緊急参集要員及び原子力緊急参集要員予備要員は、原子力規制委員会、内閣府、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練に参加する。

また、必要に応じて、省内においても防災訓練を実施する。

4 原子力防災に関する研究等の推進

原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集等を図り、必要に応じて、その成果を防災施策へ反映する。

5 関係機関との連携

原子力防災業務を的確に実施するため、原子力防災会議に参加する等、平時から原子力防災業務について関係省庁等と連絡調整を図る。

第4章 原子力災害応急対策

1 情報収集事態（原子力事業所所在市町村における震度5弱又は5強の地震の発生その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合）への対応

原子力規制庁から情報収集事態発生の連絡を受けたときは、原子力防災職員のうち一部職員は、経済産業省防災関係機関等組織規程に規定する原子力災害関係者の参集基準に基づき、自宅等に待機の上、当該事態に関する情報収集を行い、省内関係者への情報共有を行う。

2 警戒事態（その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、防護措置の準備を開始する必要がある段階）への対応

原子力規制庁から警戒事態発生連絡を受けたときは、原子力防災職員のうち一部職員は、経済産業省防災関係機関等組織規程に規定する原子力災害関係者の参集基準に基づき執務室に参集し、当該事態に関する情報収集を行い、省内関係者への情報共有を行う。

3 施設敷地緊急事態への対応

原子力規制庁から施設敷地緊急事態発生連絡を受けたときは、資源エネルギー庁長官は、経済産業省原子力事故対策本部を設置する。関係者は、経済産業省防災関係機関等組織規程に規定する原子力災害関係者の参集基準に基づき、参集する。

資源エネルギー庁長官は、経済産業省原子力事故対策本部会議を開催し、事態の概要、全面緊急事態への進展見通し等について、省内関係部局との共有を図る。

また、経済産業省原子力事故対策本部事務局は、内閣府から関係省庁事故対策連絡会議の開催連絡があったときは、原子力政策課長（又はその代理）を出席させる。

さらに、原子力緊急参集要員は、原子力規制庁の連絡を受けた原子力基盤室からの連絡により、派遣準備を行い、準備が整った者から全面緊急事態を待たずに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部事務局に参集する。原子力緊急参集要員が参集できない場合に備え、原子力緊急参集要員予備要員も派遣準備を行い、原子力基盤室の連絡により、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部事務局に参集する。原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部から外部専門家の派遣要請を受けた場合、原子力基盤室は、あらかじめ選定した外部専門家に連絡し、現地事故対策連絡会議への参集を要請する。

4 全面緊急事態への対応

原子力規制庁から、全面緊急事態が発生したと判断したと連絡があったときは、原子力緊急参集要員は、ERC、支援チーム又はOFCに参集する。その他関係者は、経済産業省防災関係機関等組織規程に規定する原子力災害関係者の参集基準に基づき、執務室に参集する。

大臣は、原子力緊急事態宣言が発出されたときは、経済産業省原子力災害対策本部を設置する。大臣は、経済産業省原子力災害対策本部会議を開催し、事態の概要、今後の見通し等の情報について省内関係部局との共有を図るとともに、政府原子力災害対策本部から当省への要請を踏まえた対応の検討状況を確認する。

経済産業省原子力災害対策本部事務局は、内閣府から政府原子力災害対策本部関係局長等会議の開催連絡があったときは、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官及び資源エネルギー庁次長（又はその代理）を出席させる。

5 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態共通の対応

(1) 電気の応急・復旧

○安全確保に留意した上で、復旧を速やかに行うために必要な措置を講じるよう、電気事業者を指導する。

- 必要に応じて、事業者相互間の融通が速やかに行われるよう、電気事業者を指導する。
 - 復旧見通しを早期に明確にし、必要に応じて地方公共団体と連携して、広く一般に情報提供するよう、電気事業者を指導する。
 - 電気事業者等からの要請を受け、関係省庁及び関係事業者に対して、復旧のために必要な支援措置を要請する。
- (2) 生活必需品及び燃料の円滑な供給の確保
必要に応じて、又は政府原子力災害対策本部若しくは被災都道府県からの要請に基づき、生活必需品及び燃料の供給の確保を図るため、第3編第2章第5節及び第6節に準じて対応する。
- (3) 被災事業者等への支援
被災地の状況を踏まえ、第3編第2章第7節に準じて対応する。

第5章 原子力災害事後対策

原子力緊急事態宣言解除後、政府原子力災害対策本部の施策に協力し、原子力災害事後対策を実施する。

第5編 その他の対策

第1章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災に関して取るべき措置等を次のとおり定める。

第1節 防災連絡会議

気象庁又は内閣府から東海地震注意情報が発せられた旨の連絡を受けたときは、速やかに防災連絡会議を設置する。また、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、中部経済産業局及び中部近畿産業保安監督部においても、必要に応じて、防災連絡会議を設置する。

第2節 東海地震注意情報発令時の対応

気象庁又は内閣府から東海地震注意情報が発せられた旨の連絡を受けたときは、参集要員は速やかに参集する。また、防災連絡会議において、関係業界に対して、電気、ガス等のライフラインの供給、危険物等産業施設の保安及び防災関係物資の確保等、東海地震発生に備えた所要の準備行動の開始を指示すること等について、省内関係者間で確認する。政府が準備行動を行う旨の決定をしたときは、防災関係物資の円滑な供給を確保するため、関係事業者や関係団体等との間での連絡体制を整える等、準備行動を開始する。

第3節 経済産業省地震災害警戒本部

1 経済産業省地震災害警戒本部の設置

大臣は、警戒宣言（大震法第9条第1項に規定する警戒宣言をいう。以下同じ。）が発せられたときは、速やかに経済産業省地震災害警戒本部を設置する。また、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、中部経済産業局及び中部近畿産業保安監督部においても、必要に応じて、各部局長を長とする地震災害警戒本部を設置する。

2 経済産業省地震災害警戒本部の組織及び運営

経済産業省地震災害警戒本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程で定める。

3 経済産業省地震災害警戒本部の廃止

経済産業省地震災害警戒本部は、当該地震災害に関する災害対策本部を設置したとき又は警戒解除宣言（大震法第9条第3項に規定する警戒解除宣言をいう。）があったときは、廃止する。

第4節 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言が発せられたときは、参集要員は、あらかじめ定められた情報連絡ルートに基づき、その旨を連絡するとともに、所要の警戒措置を講じるよう指示・要請する等、地震防災応急対策を実施する。

警戒宣言発令後、各部局においては、警戒宣言発令時に対応した業務体制に速やかに移行する。また、政府の地震災害警戒本部にあらかじめ指名した要員を参画させ、関係省庁との情報交換及び地震防災応急対策の総合調整に従事させる。

第5節 地震防災応急対策の実施

防災業務マニュアル等を踏まえ、次に掲げる地震防災応急対策を実施する。

1 電気、ガス等のライフラインの供給確保

電気、ガス等の供給の継続を確保するため、必要な供給体制を整備するよう、事業者を指導する。また、発災後に備えて、情報収集・連絡体制を確認するとともに、応急・復旧対策に必要な資機材及び要員の確保並びに事業者相互間の協力体制を整備するよう、事業者を指導する。

電気については、事業者相互間の電力融通等が速やかに行われるよう、電気事業者等を指導する。ガスについては、地方公共団体等とも協力しつつ、ガスに係る防災対策を当該地域のガスの消費者に周知するよう、ガス事業者等を指導する。

2 危険物等産業施設の保安の確保

(1) 所管事業所に対する指導

関係部局は、地震防災対策強化地域（大震法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）において地震防災上の措置を講じる必要があると認められる所管事業所の名簿をあらかじめ作成し、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合の監督及び指導の内容等を検討する。

(2) 危険物等の保安確保対策

関係部局は、地震が発生したときに危険物等の保安を確保するため、法令及び地震防災応急計画（大震法第7条第1項に規定する地震防災応急計画をいう。）等に定めるところにより地震防災応急対策を実施するよう、危険物等を取り扱う事業所を十分に監督及び指導するとともに、その実施状況の把握に努める。

3 防災関係物資の確保

関係部局は、地震防災応急対策に必要な防災関係物資をあらかじめ検討し、発災後に地方公共団体等の要請を受けた場合に防災関係物資を円滑に確保できるよう努める。

なお、関係部局は、防災関係物資の製造業者及び流通業者並びにその事業者団体と緊急供給体制をあらかじめ検討し、供給体制を整備するよう必要な指導を行う。

関係部局は、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合には、防災関係物資の需給及び価格の動向を把握し、適正な価格による円滑な供給に努める。

上記の措置を講じるに当たっては、地方公共団体等が行う措置と競合しないよう十分留意するとともに、地方公共団体等との連携協力体制について十分調整する。

4 大規模な地震に係る防災訓練

地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域における大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年度1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。その際、地方支分部局等、地方公共団体及び指定公共機関と共同して訓練するよう留意する。

5 教育及び広報

職員に対して、東海地震注意情報及び警戒宣言の性格、東海地震注意情報及び警戒宣言に基づき取られる措置の内容並びに予想される地震及び津波に関する知識等について、必要な教育を行う。

東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う混乱の発生を未然に防止するため、ライフラインの供給確保、危険物等の保安確保、防災関係物資の確保その他地震防災応急対策の実施状況等について、国民に速やかに理解されるよう広報に努める。

第6節 地震発生後の対応

地震発生後については、第3編第2章及び同編第3章に定めるところにより対応する。

第2章 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災推進計画

南海トラフ法第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災に関して取るべき措置等を次のとおり定める。

第1節 地震防災応急対策の実施

防災業務マニュアル等を踏まえ、次に掲げる地震防災応急対策を実施する。

1 電気、ガス等のライフラインの供給確保

電気、ガス等の供給の継続を確保するため、必要な供給体制を整備するよう、事業者を指導する。また、発災後に備えて、情報収集・連絡体制を確認するとともに、応急・復旧対策に必要な資機材及び要員の確保並びに事業者相互間の協力体制を整備するよう、事業者を指導する。

電気については、事業者相互間の電力融通等が速やかに行われるよう、電気事業者等を指導する。ガスについては、地方公共団体等とも協力しつつ、ガスに係る防災対策を当該地域のガスの消費者に周知するよう、事業者を指導する。

2 危険物等産業施設の保安の確保

(1) 所管事業所に対する指導

関係部局は、地震防災対策推進地域（南海トラフ法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。4において同じ。）において地震防災上の措置を講じる必要があると認められる所管事業所の名簿をあらかじめ作成し、地震発生に備えた監督及び指導の内容等を検討する。

(2) 危険物等の保安確保対策

関係部局は、地震が発生したときに危険物等の保安を確保するため、法令及び南海トラフ地震防災対策計画（南海トラフ法第7条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策計画をいう。）等に定めるところにより地震防災応急対策を実施するよう、危険物等を取り扱う事業所を十分に監督及び指導するとともに、その実施状況の把握に努める。

3 防災関係物資の確保

関係部局は、地震防災応急対策に必要な防災関係物資をあらかじめ検討し、発災後に地方公共団体等の要請を受けた場合に防災関係物資を円滑に確保できるよう努める。

なお、関係部局は、防災関係物資の製造業者及び流通業者並びにその事業者団体と緊急供給体制をあらかじめ検討し、供給体制を整備するよう必要な指導を行う。

上記の措置を講じるに当たっては、地方公共団体等が行う措置と競合しないよう十分留意するとともに、地方公共団体等との連携協力体制について十分調整する。

4 大規模な地震に係る防災訓練

地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策推進地域における大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年度1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。その際、地方支分部

局等、地方公共団体及び指定公共機関と協同して訓練するよう留意する。

5 教育及び広報

職員に対して、南海トラフ地震の概要及び津波に関する知識等について、必要な教育を行う。

南海トラフ地震に伴う混乱の発生を防止するため、ライフラインの供給確保、危険物等の保安確保、防災関係物資の確保その他地震防災応急対策の実施状況等について、国民に速やかに理解されるよう広報に努める。

第2節 地震発生後の対応

地震発生後については、第3編第2章及び同編第3章に定めるところにより対応する。

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における地震防災推進計画

日本千島法第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災に関して取るべき措置等を次のとおり定める。

第1節 地震防災応急対策の実施

防災業務マニュアル等を踏まえ、次に掲げる地震防災応急対策を実施する。

1 電気、ガス等のライフラインの供給確保

電気、ガス等の供給の継続を確保するため、必要な供給体制を整備するよう、事業者を指導する。また、発災後に備えて、情報収集・連絡体制を確認するとともに、応急・復旧対策に必要な資機材及び要員の確保並びに事業者相互間の協力体制を整備するよう、事業者を指導する。

電気については、事業者相互間の電力融通等が速やかに行われるよう、電気事業者等を指導する。ガスについては、地方公共団体等とも協力しつつ、ガスに係る防災対策を当該地域のガスの消費者に周知するよう、ガス事業者等を指導する。

2 危険物等産業施設の保安の確保

(1) 所管事業所に対する指導

関係部局は、地震防災対策推進地域（日本千島法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。4において同じ。）において地震防災上の措置を講じる必要があると認められる所管事業所の名簿をあらかじめ作成し、地震発生に備えた監督及び指導の内容等を検討する。

(2) 危険物等の保安確保対策

関係部局は、地震が発生したときに危険物等の保安を確保するた

め、法令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（日本千島法第7条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画をいう。）等に定めるところにより地震防災応急対策を実施するよう、危険物等を取り扱う事業所を十分に監督及び指導するとともに、その実施状況の把握に努める。

3 防災関係物資の確保

関係部局は、地震防災応急対策に必要な防災関係物資をあらかじめ検討し、発災後に地方公共団体等の要請を受けた場合に防災関係物資を円滑に確保できるよう努める。

なお、関係部局は、防災関係物資の製造業者及び流通業者並びにその事業者団体と緊急供給体制についてあらかじめ検討し、供給体制を整備するよう必要な指導を行う。

上記の措置を講じるに当たっては、地方公共団体等が行う措置と競合しないよう十分留意するとともに、地方公共団体等との連携協力体制について十分調整する。

4 大規模な地震に係る防災訓練

地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、他の防災訓練の状況等を踏まえ、地震防災対策推進地域における大規模地震の発生を想定した防災訓練を実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。その際、地方支分部局等、地方公共団体及び指定公共機関と協同して訓練するよう留意する。

5 教育及び広報

職員に対して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要及び津波に関する知識等について、必要な教育を行う。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う混乱の発生を防止するため、ライフラインの供給確保、危険物等の保安確保、防災関係物資の確保その他地震防災応急対策の実施状況等について、国民に速やかに理解されるよう広報に努める。

第2節 地震発生後の対応

地震発生後については、第3編第2章及び同編第3章に定めるところにより対応する。

第4章 その他災害

第1節 火山噴火等継続災害への対応

中小企業庁は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生業支援等の被災中小企業者支援策その他の被災地の復興を図るための措置を実施する。

第2節 風水害対策

風水害による被害拡大の一因となる地盤の沈下を防止するため、必要に応じて、工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）第 14 条の規定により、工業用地下水の採取を規制するとともに、代替水源としての工業用水道整備のための助成を行う。

第 3 節 その他事故対策

危険物等その他の事故対策については、別に法律で定めるところによるほか、事態に応じて必要な対策を実施する。

第 6 編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

地域防災計画は、経済産業省及び地方公共団体が法令又は防災基本計画に定めるところにより行う防災に関する事務が有機的かつ一体的に遂行されるよう、次に掲げる事項に留意して作成する。

第 1 章 情報収集及び連絡に関する事項

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該災害に関する経済産業省の所掌事務に係る情報収集及び連絡について、経済産業省の地方支分部局等と都道府県との間の情報収集及び連絡に必要な体制等を整備する。

第 2 章 ライフラインの復旧に関する事項

ライフライン事業者が応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合は、他人の土地等の一時使用、植物の伐採、道路通行許可、道路占有許可等の手続等が円滑に行われるよう努める。

第 3 章 危険物等産業施設の保安に関する事項

火薬類、高圧ガス等の危険物等の保安の確保に関する事務のうち都道府県知事等が行うものについて、災害時における適切な遂行を確保するよう、法令及びこの計画に定めるほか、民間における自主保安活動の促進を指導する。

第 4 章 防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事項

防災関係物資について、種類、数量等を想定し、その調達及び緊急輸送の方法及び体制を確立するため、関係機関等との連絡体制の整備を図るとともに、周辺の地方公共団体と連携して物資の集積場所をあらかじめ指定する等、当該物資の円滑な供給の確保に努める。

特に必要な防災関係物資であって、緊急供給が困難なものについては、備蓄を行うよう努める。その際、物資の特性に応じ、民間備蓄の促進及び公共

備蓄の増強並びに家庭内備蓄の推奨に努める。

災害が発生した場合に防災資機材が機能を果たせるよう、定期的に整備・点検を行う。

第5章 燃料の円滑な供給の確保に関する事項

災害時には燃料の供給に必要な情報が迅速に集まらないことを想定し、地方公共団体において、重要施設について、そのタンクの容量や給油口の規格等、燃料の供給に必要な情報を石油・LPGガス会社との間であらかじめ共有する等、燃料が円滑に供給されるよう適切な措置を講じる。

第6章 被災中小企業者の再建に関する事項

被災中小企業者について、再建に必要な資金需要の把握、資金の融通のあわせんその他の被災中小企業者に係る災害応急・復旧対策が円滑に実施されるよう、適切な措置を講じる。

第7章 その他協力体制の整備に関する事項

上記に掲げるもののほか、法令又はこの計画に定めるところにより実施する防災関係事務の円滑な遂行を図るために必要な都道府県及び関係指定地方行政機関との協力体制の整備に関する事項は、別に定める。

(災害一般(原子力災害を除く))

事項		中央	地方
災害対策業務体制整備 防災業務検討体制	本部体制 主任防災担当官 等	大臣官房危機管理・災害対策室 各部局	各地方支分部局等 各経済産業局
情報連絡体制	内部部局間 中央政府機関 本省ー地方 民間事業者等 対外広報	大臣官房危機管理・災害対策室 、各部局 大臣官房危機管理・災害対策室 、各部局 各部局、地域経済産業グループ 地方調整室、 産業保安グループ保安課 各部局 大臣官房広報室、通商政策局	各地方支分部局等 各経済産業局 各地方支分部局等 各地方支分部局等
ライフライン	電気 都市ガス LPガス 熱供給 工業用水道	産業保安グループ、資源エネルギー庁(事業所管) 産業保安グループ、資源エネルギー庁(事業所管) 産業保安グループ、資源エネルギー庁(事業所管) 産業保安グループ、資源エネルギー庁(事業所管) 地域経済産業グループ	各産業保安監督部 各産業保安監督部 各産業保安監督部 各産業保安監督部 各経済産業局
産業保安	高圧ガス 石油コンビナート 火薬類 鉱山 採石 砂利	産業保安グループ 産業保安グループ 産業保安グループ 産業保安グループ 資源エネルギー庁 製造産業局	地方公共団体 各産業保安監督部 地方公共団体 各産業保安監督部 地方公共団体 各産業保安監督部 地方公共団体 各産業保安監督部 地方公共団体 各経済産業局

物資供給	全体調整 需給・価格調査 各物資対応 流通関係調査	商務・サービスグループ 経済産業政策局、物資等所管局 製造産業局、商務情報政策局、 商務・サービスグループ	(情報収集等) 各経済産業局
燃料供給	全体調整等	資源エネルギー庁	(情報収集等) 各経済産業局
被災産業調査・分析・支援	調査・分析 支援	経済産業政策局、製造産業局、 商務情報政策局、商務・サービ スグループ、資源エネルギー庁 大臣官房危機管理・災害対策室 、経済産業政策局	各経済産業局 各経済産業局
サプライチェーン調査・分 析	全体調整等 調査・分析	製造産業局 製造産業局、商務情報政策局 、商務・サービスグループ、 中小企業庁	各経済産業局 (情報収集等) 各経済産業局
中小企業対策	個別対応	中小企業庁 各部局	各経済産業局 各経済産業局
企業防災対策	全体調整 個別対応	大臣官房危機管理・災害対策室 各部局	各経済産業局 各経済産業局
防災研究	全体調整 個別対応	産業技術環境局 各部局	
防災訓練		大臣官房危機管理・災害対策室	
防災中枢機能整備	本部庁舎 その他庁舎	大臣官房厚生企画室、情報シス テム室 各庁舎管理者	各地方支分部局等

被災対策	職員対策 施設対策	大臣官房秘書課 大臣官房厚生企画室、情報システム室	各地方支分部局等
------	--------------	------------------------------	----------

(原子力災害)

事項		中央	地方
災害対策業務体制整備 防災業務体制検討	本部体制 個別対応	大臣官房危機管理・災害対策室 、資源エネルギー庁 各部局	
情報連絡体制	内部部局間 中央政府機関 本省－地方 民間事業者等 対外広報	大臣官房危機管理・災害対策室 、各部局 大臣官房危機管理・災害対策室 、各部局 各部局、地域経済産業グループ 地方調整室 各部局 大臣官房広報室、通商政策局、 資源エネルギー庁	各地方支分部局等 各経済産業局 各地方支分部局等 各地方支分部局等
物資供給	全体調整 需給・価格調査 各物資対応 流通関係調査	商務・サービスグループ 経済産業政策局、物資等所管局 製造産業局、商務情報政策局、 商務・サービスグループ	(情報収集等) 各経済産業局
燃料供給	全体調整等	資源エネルギー庁	(情報収集等) 各経済産業局
被災産業調査・分析・支援	調査・分析 支援	経済産業政策局、製造産業局、 商務情報政策局、商務・サービ スグループ、資源エネルギー庁 大臣官房総務課、経済産業政策 局	各経済産業局 各経済産業局
サプライチェーン調査・分 析	全体調整等 調査・分析	製造産業局 製造産業局、商務情報政策局、 商務・サービスグループ、中小 企業庁	各経済産業局 (情報収集等) 各経済産業局

被災中小企業対策	個別対応	中小企業庁 各部局	各経済産業局 各経済産業局
防災研究	全体調整 個別対応	産業技術環境局、資源エネルギー庁 各部局	
防災訓練		大臣官房危機管理・災害対策室 、資源エネルギー庁	